

官報

号外

平成八年六月五日

○第百三十六回 参議院會議録第二十三号

平成八年六月五日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第三十五号

平成八年六月五日

午前十時開議

第一 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、請願の件

一、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。

この際、お諮りいたします。

泉信也君、白浜一良君、都築義君からいずれも海外旅行のため来る七日から八日間の請願の申し出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

平成八年六月五日 参議院會議録第二十三号

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、提出者から順次趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。池田外務大臣。

〔國務大臣池田行彦君登壇、拍手〕

○國務大臣(池田行彦君) 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府は、自衛隊と米軍との間の緊密な協力を促進し、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の円滑かつ効果的な運用に寄与するため、並びに国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動において自衛隊と米軍がその役割を一層効率的に果たしていくことを促進し、国

際連合を中心とした国際平和のための努力に寄与するため、この協定を締結することにつきアメリカ合衆国政府と交渉を行いました。その結果、平成八年四月十五日に東京で、私と先方モンデール駐日米国大使との間でこの協定に署名を行うに至った次第であります。

この協定は、日米共同訓練、国際連合平和維持活動または人道的な国際救援活動に必要な後方支援において提供される物品または役務を自衛隊と米軍が相互主義の原則に基づいて提供する枠組みを設けるため、その提供、決済、移転の制限等の基本的な条件を定めるものであります。この協定は、十年間効力を有し、その後は、いずれか一方の当事国政府が協定終了の意思を通告しない限り、順次十年間自動的に効力を延長されるものとされております。

この協定の締結は、日米安全保障条約の円滑かつ効果的な運用及び国際連合を中心とする国際平和のための努力に積極的に寄与するものと考えられます。

以上を御勘案の上、この協定の締結について御承認を得られますよう、格別の御配慮を得たい次第でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 白井國務大臣。

〔國務大臣白井日出男君登壇、拍手〕

○國務大臣(白井日出男君) 自衛隊法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の物品または役務の提供を行うための枠組みにつきましては、これまで日米間で検討を続けてきたところであります。今般、日米間で合意に達し、四月十五日に、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の署名が行われたところであります。

本協定は、共同訓練、国際連合平和維持活動または人道的な国際救援活動に必要な物品または役務の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における相互の提供に関する枠組みを設けているものであります。本協定に定める物品及び役務の提供を自衛隊が行うことができることとするため、自衛隊法を改正することが必要であります。

この法律案は、総理府の長たる内閣総理大臣等は、本協定の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度においてアメリカ合衆国の軍隊に対し物品を提供することができるとし、防衛庁長官は、本協定の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度においてアメリカ合衆国軍隊に対し役務を提供することができるとすること等を内容とするものであります。

以上が自衛隊法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございました。順次発言を許します。田村秀昭君。

〔田村秀昭君登壇、拍手〕

○田村秀昭君 私は、平成会を代表して、ただいま議題となりました日米の物品役務相互融通協定の承認及び自衛隊法の改正につきまして、防衛に関する基本的事項を踏まえて、橋本内閣総理大臣及び閣僚大臣に質問をいたします。

まず、昨日発生したリムパックの事故について、事実関係と政府の見解を承りたいと存じます。

去る四月四日、衆議院安全保障委員会において新進党の西村眞悟委員が質問に立ち、白井防衛庁長官に対し、自衛隊は軍隊ですかと質問いたしましたところ、通常言う軍隊とは異なるが、国際法上は軍隊として取り扱われていると理解してい

たは人道的な国際救援活動に必要な物品または役務の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における相互の提供に関する枠組みを設けているものであります。本協定に定める物品及び役務の提供を自衛隊が行うことができることとするため、自衛隊法を改正することが必要であります。

この法律案は、総理府の長たる内閣総理大臣等は、本協定の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度においてアメリカ合衆国の軍隊に対し物品を提供することができるとし、防衛庁長官は、本協定の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度においてアメリカ合衆国軍隊に対し役務を提供することができるとすること等を内容とするものであります。

以上が自衛隊法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございました。順次発言を許します。田村秀昭君。

〔田村秀昭君登壇、拍手〕

○田村秀昭君 私は、平成会を代表して、ただいま議題となりました日米の物品役務相互融通協定の承認及び自衛隊法の改正につきまして、防衛に関する基本的事項を踏まえて、橋本内閣総理大臣及び閣僚大臣に質問をいたします。

まず、昨日発生したリムパックの事故について、事実関係と政府の見解を承りたいと存じます。

去る四月四日、衆議院安全保障委員会において新進党の西村眞悟委員が質問に立ち、白井防衛庁長官に対し、自衛隊は軍隊ですかと質問いたしましたところ、通常言う軍隊とは異なるが、国際法上は軍隊として取り扱われていると理解してい

との答弁でありました。

私は、ここで二つの問題点を指摘し、改めて自衛隊の最高指揮官たる橋本内閣総理大臣に、自衛隊は軍隊ですかとお尋ねしたいと思ひます。

問題点の第一は、F15戦闘機百五十機以上、P3C対潜哨戒機九十八機、イービス艦三隻、九〇式戦車百十両以上を保有する自衛隊が軍隊でないとなりますと、国際社会、とりわけアジアの近隣諸国から不信の念を持たれることになると思ひます。

第二は、自衛隊が国内においては軍隊でないという二つになりますと、国内で行われることが想定される自衛戦争で、侵略側一九四九年のジュネーブ四条約における捕虜の待遇を拒否する口実を与えることになるのではないかと予想されます。捕虜は軍事裁判を受ける権利を持っているのであります。軍隊でない、軍人ではないということになりますと、侵略側は裁判を経ずしてゲリラとして処断することができるといふ口実を与えることとなります。

そこで、改めて橋本内閣総理大臣に質問をいたします。自衛隊は軍隊ですか。

次に、自衛隊はもちろんのこと、防衛庁の職員の方々は、入隊に際して、「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務めること、すなわち命をかけて国を守る」といふ宣誓をいたすことは御承知のとおりであります。

平成七年十月十六日の参議院予算委員会におきまして、私は、当時の村山内閣総理大臣及び当時の橋本通商産業大臣に次のような質問をいたしました。

我が国土、国民の生命、財産を守り、国民が安心して生活できる社会を築くことは政治の基本であります。命をかけて国を守る人たちに對して、普通の民主主義国家は十分な誇りと十分な名誉を、地位を与えております。命をかけて国を守る人たちに對して国が名誉と地位を与えないような国、農民が農業から離れる国、船乗りが海難れを

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

する国は必ず滅びるといふのが歴史の教訓であります。命をかけて国を守るというこの価値をどのようにお考えになっているのかという私の質問に對し、当時の橋本通商産業大臣は、「宣誓書の重みというもの、本心にどれだけ感謝をしても足りないものがある」と答弁されました。

ここで、自衛隊の最高指揮官である橋本内閣総理大臣に改めて質問をいたします。

命をかけて国を守るこの価値をどのようにお考えになっておられますか。国を守ることは崇高な任務であるとか宣誓の重みはどれだけ感謝しても足りないものであるとか御答弁なさると予想されますが、それではなぜ防衛庁が国家行政組織法上、総理府の外局となっているのでしょうか。これでは我が国は守る価値がない共同体であるといふことを天下に公言しているという意見もありました。

冷戦後、今こそ自衛隊の位置づけを明確にし、防衛庁を国防省に昇格させ、自衛隊を国防軍とするお考えはあるのかないのか、橋本内閣総理大臣にお尋ねいたします。

次に、国を守ることを崇高な任務であるならば、命をかけて国を守ることを誓った自衛官の最高位にある統合幕僚会議議長及び陸海空幕僚長がなぜ認証官ではないのでしょうか。橋本内閣総理大臣にお尋ねいたします。

次に、集団的自衛権についてお尋ねいたします。

歴代内閣法制局長官は、集団的自衛権を行使することは我が国の自衛のために必要最小限の武力行使の範囲を超えるものであって憲法上許されないと答弁され、それを政府統一解釈であるとしてきております。また、国際法上、集団的自衛権を有していることは主権国家である以上当然であるとも答弁されております。しかば、保有はしているが行使できない権利とはいかなるものか、私どもを含めて大多数の国民が理解に苦しむところでありました。

ここで、昭和三十四年十二月十六日の砂川事件の最高裁大法官判決に際しての当時の田中耕太郎最高裁長官の補足意見を引用してみたいと思ひます。

今日でははや厳格な意味での自衛の概念は存在せず、自衛はすなわち「他衛」、他衛はすなわち自衛という関係があるのみである。従つて自国の防衛にしろ、他国の防衛への協力にしろ、各国はこれについて義務を負担しているものと認められるのである。

自国の防衛を全然考慮しない態度はもちろん、これだけを考へて他の国々の防衛に熱意と関心をもたない態度も、憲法前文にいわれる「自国のことにのみ専念」する国家的利己主義であつて、眞の平和主義に忠実なものとはいえない。

私は、この補足意見のとおりであると考えざる者の一人でありましたが、橋本内閣総理大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

集団的自衛権を行使することは憲法上許されていないとの解釈に固執されるのであれば、極東有事に際して我が国の国益を大きく損なうことになると私は懸念いたしております。極東有事に際して集団的自衛権を行使しないことに伴う国損はどの程度大きなものになるとお考えなのか、橋本内閣総理大臣、池田外務大臣、白井防衛庁長官にお尋ねいたします。

集団的自衛権の問題につきましては、形式的な論争に終わることなく、広く国民一般に理解できる実りのある議論がなされることを期待するものであります。

次に、日米物品役務相互融通協定いわゆるACSAについて、白井防衛庁長官に御質問いたします。

本年四月十五日に署名されたACSAは、日米防衛協力の貴重な第一歩であると認識し、私も高くこれを評価するものであります。

しかしながら、ACSAの締結時期について見ますと、NATO諸国におきましてはベルギー等が一九八二年に締結いたしており、また、アジア地域におきましても韓国が一九八八年に締結しており、我が国はNATO諸国に比べて約十数年、アジア諸国に比べても七、八年おくられているわけでありました。我が国の締結は余りにも遅きに失したのではないのでしょうか。白井防衛庁長官の御所見を賜りたいと思ひます。

次に、ACSAに関連して、日米間の物品・役務の転移は、日米共同訓練、国連平和維持活動、人道的国際救援活動の事態に限定されるものとことでありましたが、日米がそれぞれ個別に訓練を行っている場合は適用事態には該当しないということに腑に落ちないところでもあります。私は、本協定が日米が個別に行う単独訓練にも適用されることを強く期待するものであります。白井防衛庁長官の御答弁をお願いいたします。

最後に、極東有事に際しての物品・役務の相互支援につきましては、現在、政府・防衛庁において検討中であると承知しておりますが、私は、極東の平和と安定を維持するために作戦行動中の米軍に對して物品・役務を提供するいわゆる後方支援ができないようでは、日米安全保障体制の堅持はおぼつかないと思ふものであります。極東有事の際の物品・役務の相互支援について、白井防衛庁長官にお尋ねいたします。

最後に、私の所見を申し述べて結びといたしたいと存じます。

大東亜戦争中、南方特別留學生として日本に留学した経験を有し、マレーシアの独立を待ち取ったASEAN創設の功労者として名を残したマレーシアのラジャ・ダト・ノンチック元上院議員の「日本人に對するメッセージ」は、私の現状認識と全く同じであるので、読み上げさせていただきます。

かつて日本人は清らかで美しかった。かつて日本人は親切で心豊かだった。アジアの国のためにでも自分のことのように一生懸命尽くして

くれた。

戦後の日本人は、自分たちのことを悪者だと思ひ込まされた。学校でも、ジャーナリズムも、そうだとしか教へなかつたから、自分たちの父親や先輩は悪いことばかりした残酷無情なひどい人だつたと思つてゐるようだ。

だからアジアの国に行つたら、ひたすらこべこ謝つて、私たちはそんなことはいたしませんと言へばよいと思つてゐる。そのせ、経済力がついてきて技術が向上してくると、自分の国や自分まで偉いと思うようになってきて、上辺や口先では済まなかつた、悪かつたと言ひながら、ひとりよがりの自分本位の偉そうな態度をする。そんな今の日本人が心配だ。

自分のことや自分の会社の利益ばかり考えて、こせこせと身勝手な行動ばかりしてゐる。自分たちだけで集まつては自分たちだけの楽しみやぜいたくにふけりながら、自分がお世話になつて住んでゐる、自分の会社が仕事をしている、その国とその国民のことをさげすんだ目で見たりばかりにしたりする。こんな人たちが本当に仲よくしてゐるだろうか。どうして、どうして日本人はこんなになつてしまつたんだらう。

一九八九年四月クアランプールにて。
今の日本はまさにこのとおりであり、亡国の一途をたどりつつあると言わざるを得ません。
命をかけて国を守る人たちに地位と名譽を与えない国が、我が国憲法の前文に掲げる「国際社会において、名譽ある地位」をどうして占めることができるでしょうか。心を失つた日本を立て直すのが、国民の負託を受けた我々政治家が果たすべき責任ではないでしょうか。

国民に選択された政権ではない橋本政権は、早急に解散をして国民に信を問ふべきことを強く要求して、私の質問を終わります。(拍手)
(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)
○国務大臣 橋本龍太郎君 田村議員にお答えを

申し上げます。

まず、冒頭、海上自衛隊リムパック派遣部隊の事故について御報告を申し上げます。

発生日時、平成八年六月四日、現地時間十六時十二分、発生場所、ハワイ西方約二千四百八十キロの海上であります。当日の天候は晴れ、視界は約二十キロでありました。リムパックにおいて日米共同訓練中、護衛艦「ゆうぎり」が、近接する米海軍攻撃機A6型機をCIWSにより撃墜をいたしましたというものであります。

その訓練内容は、A6型機が標的を曳航し、護衛艦「ひえい」、アメリカ海軍ファイフ、「ゆうぎり」の三隻で標的に対しCIWSを用いて対空射撃訓練を実施しておりましたところ、「ゆうぎり」が実射を伴わない射撃手順の訓練に引き続く最初の撃墜時にA6型機を撃墜いたしました。

損害の程度であります。機体は海没いたしました。そして、米海軍攻撃機A6型の搭乗員二名は海上自衛隊「ゆうぎり」の内火艇により「ゆうぎり」に救出され、ヘリによりアメリカ空母インディペンデンスに移乗、搭乗員は一名が顔面あるいはその他に軽傷を負つておりますが、残る一名は打撲のみであります。

今回の事故は、リムパック参加中の護衛艦「ゆうぎり」が訓練中発生させた事故でありまして、極めて遺憾であります。撃墜されました米海軍機のパイロット二名の方は海上自衛隊に救助され、幸い軽傷というところでありますが、大変申しわけなく思つております。

今後、この事故原因を徹底究明し、このような事故の再発防止に万全を期する所存であります。次に、自衛隊は軍隊かという御質問であります。自衛隊は外国による侵略に対し我が国を防衛する責務を有するものであります。憲法上、必要最小限度を超える実力を保持し得ないなど制約を課せられており、通常の観念で考えられる軍隊とは異なるものであります。しかし、国際法上はジュネーブ四条約に言う軍隊に該当するものと理解をいたしております。

次に、私自身の答弁を引用して、自衛官の使命というものについての話をされました。

議員が読み上げられました部分のみではなく、私は自身の体験として、
湾岸危機が湾岸戦争となり終結をいたしました段階で、我が国の国際的な評価は決して高くありませんでした。そのとき、ペルシヤ湾に赴いていただいた海上自衛隊五百十一名の掃海艇部隊の諸君の努力というものがどれほど我が国の評価を救つてくれたかわかりません。当時を思い起こして、改めて感謝をいたします。

私は、まさにこうした職務に日夜邁進してきております隊員諸君に対し、心から敬意と感謝の気持ちを申し上げます。
防衛庁が総理府の外局となつてゐる事由についてのお尋ねがございましたが、これは防衛庁設置当時の国情などにかんがみて、国家行政組織法上、総理府の外局として位置づけたものであります。

国防省あるいは国防軍という御意見がございました。
私は、防衛庁・自衛隊の組織につきましては、防衛庁設置法、自衛隊法などにおきまして所要の規定が置かれております。防衛庁並びに自衛隊の諸君が我が国の平和と独立を守り国の安全を保つという任務を果たすために必要な体制は整備されており、国民もそれを認識しておられると思ひます。したがって、現在のところ、防衛力の整備あるいは自衛隊の維持運用などを適切に実施していく上で、この点に特段の支障があるとは思ひません。

防衛庁を省にする問題につきましては、私は、防衛庁が総理府の外局として総理大臣の直轄下にあるこの現行制度はすぐれたものだと思います。また、自衛隊の名前も、今日、国民の中に十分定着しており、御指摘のようであつて国防軍とする必要はないように思ひます。

次に、統幕議長や幕僚長がなぜ認証官ではないのかという御意見がありました。
認証官となつていない例は政務次官あるいは事務次官、警察庁長官、海上保安庁長官など、私はこの問題は考慮すべき問題点もあると思つております。現在、この取り扱いを要するということはないと思ひます。

次に、砂川事件の最高裁判決の補足意見に関するお尋ねがございました。

しかし、判決における補足意見は、多数意見に加わられた裁判官がこれにつけ加えて御自分の意見を述べられたものであり、これについて政府の立場から特に所見を申し述べることは差し控えるべきものだと私は思ひます。

極東有事に際し集団的自衛権を行使しないことによる国損というお尋ねであります。
我が国は、集団的自衛権の行使を禁じる憲法のもとで、適切な防衛力を整備し、日米安保体制を堅持する、そのことによって我が国の安全を確保することといたしております。また、我が国周辺地域において我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態が発生した場合に、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を図ることなどにより、適切に対応することとしており、このような我が国の政策につきましてはアメリカを初め内外の理解を得てゐるものと考えておりまして、集団的自衛権を行使しないことにより国家的な損失をこうむつてゐることは考えておりません。

残余の質問は、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)
(国務大臣池田行彦君登壇、拍手)
○国務大臣 池田行彦君 総理からただいま御答弁がございましたとおり、極東有事に際して集団的自衛権を行使しないことにより国家的な損失をこうむつてゐることはないものと考えております。(拍手)

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

(國務大臣白井日出男君登壇、拍手)

○國務大臣(白井日出男君) 先ほど、今回の事故について御質問がございまして、総理から御答弁をいただいておりますが、今回の事故は、リムパックに参加している護衛艦「ゆうきり」が訓練中に米海軍A6型機をCIWSにより撃墜した事故でございまして、まことに遺憾でございまして。撃墜されたパイロット二名の方には、幸いに軽傷とこのことでございまして、大変申しわけないことをいたしましたと思っております。

今後、事故原因を徹底究明し、このような事故の再発防止に万全を期す所存でございまして。

なお、この旨を私から、今朝、ペリー国防長官にメッセージを送らせていただきました。

極東有事に際して集团的自衛権を行使しないことに伴う国損についてのお尋ねでございまして、ただいま総理及び外務大臣から御答弁申し上げましたとおり、日本国憲法のもとにおける我が国の防衛の基本的方針については、累次の機会に説明し、米国の初め内外の理解を得ているものと考えておりまして、集团的自衛権を行使しないことにより国家的な損失をこうむっているというのではないと考えております。

次に、日米物品役務相互提供協定の締結が他国と比べて遅きに失したのではないかと御指摘でございまして、NATO諸国や一部のアジア諸国が既にACSA協定を米国と締結していることは事実でございまして。

政府といたしましては、このような事実も踏まえ、昭和六十三年以来、本協定につき政府部内及び米側との間で鋭意検討を行ってきた結果、所要の調整が整い、本協定の署名に至った次第であります。

防衛庁といたしましては、本協定をできるだけ早くに締結いたしまして、そのもとにおける日米協力の実を上げていきたいと考えているところでございまして、国会の速やかな御審議、御承認を

よろしくお願いいたします。

次に、本協定の単独訓練への適用についてのお尋ねでございまして、日米物品役務相互提供協定につきましても、自衛隊と米軍の間で平素から相互支援の体制を確立しておくことが日米安全保障条約の円滑かつ効果的な運用を図る上で重要であるとの観点から、その導入について検討いたしましたものであります。

この検討において、自衛隊と米軍相互のニーズを精査し判断をいたしました結果、共同訓練、国際平和維持活動及び人道的な国際救援活動を適用対象とすることで米側と合意いたしましたものでございまして、単独訓練につきましては、自衛隊と米軍相互の具体的なニーズが乏しかったため、適用対象といたしてはおりません。

いずれにいたしましても、本協定は日米双方のニーズにこたえ得る効果的な協定であると日米間で理解をいたしているところであります。

次に、いわゆる極東有事の際の物品・役務の相互支援についてのお尋ねでございまして、先般の日米安保共同宣言においては、日米防衛協力のための指針の見直しを開始するとともに、日本周辺地域において発生し得る事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合における日米間の協力に関する研究を促進する旨、明確にされたところであります。

また、総理の御指示によりまして、緊急事態対応策の検討、研究が政府部内で行われておりましたが、その検討項目の一つとして対米協力が挙げられていたところであります。

防衛庁といたしましては、種々の緊急事態において米軍に対する協力を自衛隊がいかに対応するかについて、関係省庁やアメリカと協議しつつ真剣に検討、研究を行い、もって日米安保体制の信頼性の向上に努めてまいり所存であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 川橋幸子君。

(川橋幸子君登壇、拍手)

○川橋幸子君 私は、自由民主党、社会民主党、護憲連合、新党さきがけを代表し、日米物品役務相互提供協定並びに自衛隊法の一部を改正する法律案について、橋本総理大臣及び池田外務大臣に質問させていただきます。

さて、質問に先立ちまして、昨日の共同訓練において自衛艦の米軍機に対する誤射の事故が起きたことを大変遺憾に存じます。既にこの場で総理及び防衛庁長官から御答弁をいただいておりますが、与党三党といたしましても、二度とこのような事故が発生しないよう厳重な注意を求めるとともに、原因究明に全力を挙げていただきますことを要請したいと存じます。

さて、質問に入らせていただきます。本題に入ります前に、元従軍慰安婦の方々に対する女性のためのアジア平和国民基金について質問をいたします。

この基金は、戦後五十周年の節目に当たる昨年発足し、北京で開催されました国連の世界女性会議でも政府代表から発言し、世界各国に紹介されたものでございまして、一年を経たにより事業が開始されるに当たり、御苦労を重ねてこられました大勢の関係者の方々その成功を祈るような気持ちで見守っております。

前内閣からこれを引き継がれた橋本総理におかれましては既にさまざまな御尽力をいただいているところではございますが、確認の意味を込めまして、総理御自身の意のあるところを御答弁いただきたいと思います。

本題に入りまして、日米物品役務相互提供協定の締結の意義についてお尋ねいたします。この協定は、去る四月の日米首脳会談における日米安全保障共同宣言により、今後のアジア太平洋地域における平和と安定のための日米協力のあり方が示されたことと深くかかわるものでございまして、このような中で締結されました本協定は、

新たな日米関係のもとで新たな意義を持つものと考えます。総理の御見解をお願いいたします。次に、本協定の適用範囲についてお伺いいたします。

本協定の第一条第二項では、この協定を、日米共同訓練、国際連合平和維持活動または人道的な国際救援活動の三つに限定しているところでございまして。

この点に関しまして、先月三十日の衆議院外務委員会におきまして池田外務大臣が、戦闘時でありまして、直接戦闘行為に参加していない米軍部隊への物品などの提供は可能との答弁をなさいましたが、この点について改めて外務大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、本協定とこれまでの我が国の基本方針であります武器輸出三原則との関係についてお伺いいたします。

本協定によって提供される物品・役務は、協定第六条によりまして、書面による事前の同意なしに相手国部隊以外の者に移転してはならないと規定しているところでございまして。

昨年十一月の新防衛大綱の決定の際の内閣官房長官談話にも明らかにされておりますとおり、武器輸出三原則並びに国際紛争の助長の回避のための政府統一見解の基本理念を維持していくことが政府の方針として確認されているところであります。私は、平和主義国家日本として、これら基本方針を今後も堅持していかなければならないと考えておりますが、総理の御決意をお伺いさせていただきます。

次に、日米防衛協力の指針、ガイドラインの見直しについてお伺いいたします。

先週、このための日米安保事務レベル協議SSCの最初の実務者会合が開かれ、作業が開始されたところでございまして。また、政府におきましては、緊急事態対応策の検討事項といたしまして、一、在外邦人の保護、二、大量避難民対策、三、沿岸・重要施設の警備、四、各種対米協力措置の

四項目を挙げて作業の内容を明らかにされているところであり、この四項目の検討は妥当なものであり、冷静で真摯な作業が進められることが望まれております。

しかしながら、他方、さきの日米首脳会談の際、与党三党では、一、両国が今後とも地域的な多国間の安全保障に関する対話・協力を進めること、二、特に北東アジアにおきまして対話の場の創設が重要であること、三、核兵器のない世界を目指し積極的に貢献することの趣旨の共同談話を発表したところでもあります。

政府にとつても一つ一つの重要な課題は、我が国周辺においていゆる有事を起こさない外交努力、各国との間に信頼関係を醸成していく努力を日米が協力して着実に図っていくことにあると考えます。今後、政府においては、ガイドライン見直しのための四項目についての検討だけではなく、より大きな外交努力として安全保障対話、信頼醸成の促進について御努力いただきたいと考えますが、総理の御見解をお伺いいたします。

最後に、当面する外交課題について質問いたします。

北朝鮮に対する食糧援助問題については、このほど北朝鮮を視察された国際赤十字社・赤新月社連盟IFRCのウェバー事務総長が食糧救済活動のために五百二十五万ドル必要であるとの見解を発表し、各国に対する支援要請を行ったところでもあります。他方、国連機関としての正式なアピールも近く出されるとの情報もありますが、我が国としては、人道的な立場から、こうしたアピールには積極的なこたえていく必要があると考えます。

これらの今後予想される国際アピールにどのように対応していくおつもりか、総理の御見解をお伺いいたします。

最後に、ミャンマーとの関係についてお尋ねいたします。

周知のとおり、ミャンマーの軍事政権は、アウン・サン・スー・チーさん率います国民民主連盟の活動を制限するために、多数の国民民主連盟所属議員の拘束を行っているところでございます。これに對しまして池田外務大臣が拘束者の即時釈放を強く求められましたことは、各方面から評価されていると考えます。しかるに、今なお多くの関係者の方々が拘束を受けているのでございまして、このような状況下にありまして、我が国としても、ミャンマー軍事政権に対する明確な姿勢を示していくことが必要かと存じます。当面、円借款の供与再開については慎重に対応していくとともに、場合によっては無償資金協力の中止を検討すべきであると考えます。

この点につきまして外務大臣の御見解をお伺いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(橋本龍太郎君) 川橋議員にお答えを申し上げます。

まず、冒頭、詳細は繰り返しません、今回発生いたしました事故は、リムパックに参加をいたしておりました護衛艦「ゆうぎり」が、リムパックにおける訓練中にアメリカ海軍A6機を近接防空システムにより撃墜した事故でありまして、まことに遺憾であります。撃墜されました米海軍機のパイロット二名の方は海上自衛隊により救助されまして、幸い軽傷ということですが、大変申しわけなく思っております。

御指摘のように、今後、事故原因を徹底的に究明し、このような事故の再発防止に万全を期する所存であります。

次に、女性のためのアジア平和国民基金につきまして、この基金の発足以来、関係者の方々の御努力によりまして各方面から多くの善意が寄せられるなど、国民運動としての広がりを認めております。

戦後五十年という歳月を経て、さまざまな問題が風化してきております時期でありますだけに、こうした国民の気持ちを集められ、対象となる方々にお届けされるということは最も望ましいあり方であると考え、これまでにもできる限りの御協力を申し上げてまいりました。

今後ともこの基金の事業が所期の目的を達成できますよう、引き続き政府として最大限の御協力を行ってまいりたいと考えております。

次に、日米物品役務相互提供協定の意義についてのお尋ねがございました。

この協定を締結することによりまして、自衛隊と米軍との間で日米共同訓練や国連平和維持活動などに必要な物品・役務を相互に提供できる、そのための枠組みが設けられますことは、自衛隊と米軍の間の緊密な協力を促進する、日米安全保障条約の円滑かつ効果的な運用に寄与する、同時に、国連平和維持活動などにおきまして自衛隊及び米軍がそれぞれの役割を一層効率的に果たしていくことを促進し、国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与するものと、そのように考えております。

次に、武器輸出三原則などに関する政府の見解についてお尋ねがございました。

政府といたしましては、日米安全保障条約の円滑かつ効果的な運用及び国際連合を中心とする国際平和のための努力に積極的に寄与するというこの協定の意義などにかんがみ、この協定のもとで行われる武器などの提供は武器輸出三原則などによらないことといたしました。

今後とも、国際紛争などを助長することを回避するという武器輸出三原則などのよって立つ平和国家としての基本理念を引き続き尊重してまいります。

次に、安全保障対話、信頼醸成の促進についての御意見をいただきました。

アジア地域は、全体として見れば政治的、社会的な安定を増しつつありますが、依然として多数

の国々の軍事力の近代化、朝鮮半島における緊張の継続など不安定性を内包しております。御指摘のとおり、域内諸国の間で安全保障対話及び信頼醸成の促進を行っていくことが必要であります。

我が国としては、アジア太平洋における全域的な対話の枠組みであるASEAN地域フォーラムを初めとして、さまざまなレベルでの政治・安全保障対話を推進しているところであります。今後とも日米安保体制を堅持しながら、このような場を通じ安全保障対話・協力を積極的に推進してまいりたいと考えております。

国連機関から北朝鮮に対する食糧援助問題についてアピールが発出された場合、我が国はどうか対応するのかというお尋ねがございました。

国連人道問題局は、先般、北朝鮮にミッションを派遣しております、その結果を踏まえて近々アピールを発出することを検討していると承知しております。しかし、その内容などにつきましてはまだ確定しておりません。内容などにつきましては、いまだ確定しないようでありまして、いつ発出されるという日取りも確定をいたしておりません。

いずれにいたしましても、国連人道問題局から何らかのアピールが発出された場合、アメリカ、韓国などと緊密に連絡をとりながら、人道的な立場のもとに我が国としての対応を検討していく所存でございます。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔国務大臣池田行彦君登壇、拍手〕

○国務大臣(池田行彦君) 川橋議員にお答えを申し上げます。

五月三十日、衆議院の外務委員会において私が答弁いたしましたのは、戦間行為が行われているという意味におけるいゆる有事においても、別途自衛隊と米軍が共同訓練やPKO活動等を行っていることがある場合に、その米軍に対してこの協定に基づいて物品・役務を提供することが協定

の解釈の問題として排除されているわけではないということでございます。

他方、そうしたいわゆる有事において共同訓練あるいはPKO活動等を実施するかどうかにつきましても、個別具体的な事態に即して判断することになる、このように承知しております。

次に、ミャンマーに対する経済協力についてでございますが、これは民主化及び人権状況の改善を見守りながら、当面は既往経緯案件や民衆に直接裨益する基礎生活分野の案件を中心にケース・バイ・ケースで検討の上、対応してまいります。

今後とも諸般の事態の展開を踏まえて、ODA大綱に沿って対処してまいりる所存であり、円借款の再開あるいは無償資金協力につきましても、このような基本方針に沿って慎重に対応してまいります。

なお、今後ともミャンマーにおける民主化や人権状況の改善に向けて粘り強く働きかけてまいりる所存でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 聴講者。

(聴講者 登壇、拍手)

○聴講者 私は、日本共産党を代表して、日米後方支援・物品役務相互提供協定いわゆるACSAについて、総理並びに関係大臣に質問いたします。

去る四月十七日、クリントン米大統領の訪日に際し発表されました日米安保共同宣言は、日米安保条約が締結されて以来四十四年の歴史の中で三回目の重大な安保改定に当たったものであります。第一回は言うまでもなく一九六〇年の旧安保条約の改定であり、二回目は七八年のガイドラインの策定という事実上の改定であり、そして今回であります。

しかも、今回は、これまで政府が日米安保の建前としてきた日本防衛とも根本的に違い、アメリカの戦略に沿って日本以外のアジア太平洋地域の国々の紛争に自衛隊が米軍とともに共同行動をと

れるようにしようとするものであります。昨日、重大な事故が起ったリムパック演習も地域紛争を想定したものであり、今日の日米軍事同盟の姿を世界に示すものであります。

総理、あなたはことし一月の施政方針演説で、「政府としては、日本国憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならない」と述べられました。また、五月十七日の参議院本会議でも、我が党の笠井議員の質問に答える中で、我が国が「専守防衛を旨とする」国であると述べられております。

そうであればどうして、日本有事でないにもかかわらず、周辺諸国の有事で自衛隊が米軍支援の行動をとることができるとか、専守防衛の観点からどうしてこのようなことができるのか、説明していただきたいと思ひます。また、日米安保条約そのものに則しても、一体何条からそのような日米の共同対処が出てくるのか。さらに、昨年十二月の新防衛計画の大綱は、今回の共同宣言を先取りし、周辺有事への対処を自衛隊の任務として規定しましたが、一体自衛隊法の何条からそのような任務が出てくるのか、明確に答弁していただきたいと思ひます。

以上の基本点に立って、以下、協定の具体的な内容についてお尋ねいたします。

第一は、これまでも争点になってきましたが、不明のままになっているACSAの有事への適用問題であります。

池田外務大臣は、衆議院外務委員会、どこかの地域で米軍が有事に対処するために戦闘行動をしていても、米軍のほかの部隊が日本にとどまっておける活動をしていることはあると述べ、それへの物品・役務の提供は可能との見解を示されました。

それでは、例えば朝鮮半島で米軍が戦争を行っている場合でも、日本に残っている部隊にACSAが適用できるということになりますが、それで間違ひありませんか。もしそれもある事の際の適用

ではないというなら、一体有事の際の適用とは具体的に何なのか、総理及び外務大臣、はっきりとお答えいただきたいと思ひます。

総理は有事法制の研究を始めるよう正式に指示されましたが、その中には日本周辺有事の際の対米支援が含まれております。その内容は、ACSA協定にも規定された後方支援、物品・役務の提供と大きく重なり合うものではありませんか。そうであれば、ACSAは米軍支援の国際法的枠組みをつくるものなのですから、有事法制を協定で国際的には先取りしたものとなるのではないのでしょうか。お答えいただきたいと思ひます。

総理、アメリカがこの協定にかけているねらいは明白であります。一昨年、朝鮮半島情勢が緊張したとき、米太平洋軍準機関艦「星条旗」に、朝鮮で何らかの戦闘が起ればアメリカは直ちにジェット燃料や予備部品、技術援助を日本に完全に依存するようになるだろう、しかしそれが果たしてできるかどうか、前例のない日本の支援がなければ、アメリカは朝鮮で戦争を戦い、勝つことはできない、こう書いた記事を掲載しております。

政府は、ACSAは日米共同訓練、PKO、人道国際救援活動に限定されると言いますが、実際にはそれらを名目にして朝鮮半島などの地域紛争にアメリカが軍事介入するのを保障するためのものではありませんか。お答えをいただきたいと思ひます。

第二は、憲法との関係の問題であります。

政府は、従来、米軍の武力行使と一体になる支援は憲法の禁ずる集団的自衛権の行使に当たると言ってきました。後方支援と戦闘行動は一体不可分のもので、朝鮮半島で戦争が起っていると、朝鮮に向かう米軍に物品・役務を提供することとは武力行使と一体ではないのですか。朝鮮に行くかどうかは知らなかったなどと言って言い逃れのできる問題ではありませんか。

秋山防衛局長は、共同訓練の終わった後に別の

オペレーション、作戦行動に出ることを妨げるものではないと述べて、ACSAで提供される武器部品が米軍の戦闘行動に使われることがあることを認めております。これこそ武力行使と一体というものではないのですか。これはまさに集団的自衛権の行使ではないのですか。

さらに伺いたいのは、平時での提供も合意であるとは言えないことです。

一昨年の朝鮮半島の緊張状況の際、米空母戦艦群が朝鮮周辺に展開されましたが、この理由について米太平洋艦隊司令官は、ハイチの例を挙げながら、強力な軍事力が外交に影響を与えることができるかと述べています。これは明らかに武力による威嚇によってアメリカの国家意思を相手に押しつけてやうとするものであります。共同訓練を名目にしてこのような米軍の威嚇行動に協力することは、武力の行使だけでなく威嚇を禁止した憲法に反するものであります。明確な答弁を求めます。

また、重大なのは、武器部品の提供に関して武器輸出禁止の原則を適用外としたことです。

そもそも武器輸出禁止の原則は、政策判断で禁止しているのではなく、我が国の憲法が許さないところであることは明確であります。一九八一年、当時の園田外務大臣は、武器輸出とかあるいは軍事援助とは憲法によってできないのは当然でありますと述べております。それなのに、なぜ米軍に対してだけは憲法上できないことが認められるのですか。

総理は、提供される物品の使用は「国連憲章と両立するものでなくてはならない」と協定で述べられているので、憲法の理念に反しないとしております。しかし、国連憲章は、国際紛争の解決に当たって武力の使用を慎むことを基本としておりますが、四十二条で、最終的に軍事的措置をとることが認められています。日本の憲法との違いはここにあり、国連憲章を引き合いに、憲法で定められていないことを行うことは許されることではありません。答えていただきたいと思ひます。

今、日本は、戦後最も大きな岐路に立たされて
いると思ひます。憲法の平和原則とは全く
違つて、また、日米安保条約のこれまでの建前と
も違つて、日本が他国の紛争に米軍とともに介
入する道を開こうとしております。朝鮮半島問題に
しる台湾問題にしろ、アジア太平洋地域にある緊
張状況と言われるものは、基本的にはそれぞれの
国の内部問題に属することであり、それぞれの国
の国民が自主的、平和的に解決していく問題であ
ります。日本がとるべき道は、それを促進する国
際環境をつくることにあるはずであり、他国の紛
争への軍事的介入者になることは断じてないは
ずであります。

憲法が示す平和の大道に沿つて進むことこそ日
本の選択する道であり、今日の政府の選択は歴史
に重大な禍根を残す明確な誤りであることをは
つきり述べて、私の質問といたします。(拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 聴議議員にお答えを
申し上げます。

まず、我が国周辺の緊急事態に対し、専守防衛
に徹しながら対米協力措置をとることができると
かというお話であります。

専守防衛などの防衛に関する我が国の基本理念
に従ひ日米安全保障体制を堅持することは、新防
衛大綱や施政方針演説においても確認している
ところであります。このような基本方針のもと、対
米協力措置を含め安全保障上の緊急事態において
我が国としてとるべき対応などにつき、今後、真
剣に研究、検討してまいりたいと考えております。

我が国周辺地域での緊急事態における対米協力
措置と日米安保条約についての御ねであります
が、このような場合の対米協力は、そのすべてが
日米安全保障条約の規定に基づき行われるもので
はなく、我が国自身が憲法その他法令の範囲内で
独自にとる措置も当然あり得るものと考えます。
このような対米協力措置の具体的内容につきまし

ては、今後、真剣に研究、検討してまいりたいと考
えております。
また、自衛隊法上の根拠についてのお尋ねがご
ざいました。

対米協力の内容につきましては、個々具体的に
ケースによって異なりまして、その法的根拠につ
いても一概に申し上げることは困難であります
が、いずれにせよ、かかる事態において自衛隊が
どのような対米協力を行い得るかということにつ
きましては、法的側面を含め、今後とも十分検
討、研究してまいりたいと思ひます。

朝鮮半島で戦争が行われているような場合に、
日本に残っている米軍部隊に対しこの協定を適用
することは可能かというお尋ねであります。こ
の協定におきましては、平時、有事といった区分
は用いられておりませんし、仮に御指摘のよう
な事態におきまして日米共同訓練などが実施され
る場合、本協定に基づいて当該訓練などに必要な物
品・役務を提供することは排除されないと考えま
す。

いずれにいたしましても、この協定に基づいて
いわゆる有事における米軍の戦闘作戦行動への協
力として物品・役務を提供できないことは明らか
です。

この協定が有事法制を国際的に先取りしたもの
というお話であります。この協定がいわゆる有
事における米軍の戦闘作戦行動への協力としての
物品・役務の提供に適用されるものではないこと
は明らかであります。

なお、先般、私から事務当局に対し、各種の安
全保障上の緊急事態において我が国としてとるべ
き対応について十分研究、検討するよう指示をい
たしましたが、その際の対米協力のあり方につ
きましても、この検討、研究の中で真剣に検討して
まいりたいと思ひます。

この協定が実際は米国の地域紛争への軍事介入
を保障するためのものではないかというお尋ねで
ありますが、この協定は、日米安全保障条約の円

滑かつ効果的な適用と国連を中心とした国際平和
のための努力への寄与を目的とするものでありま
す。

既にお答えを申し上げたとおり、この協定はい
わゆる有事における米軍の戦闘作戦行動への協力
としての物品・役務の提供に適用されるものでは
ないということは明らかであり、米国の地域紛争
への軍事介入を保障するためのものという御指摘
とは私は全く相反する意見を持っております。

本協定に基づき提供される部品が、共同訓練の
後、米軍の戦闘行動に使用される場合は、集団的
自衛権の行使に当たるとはならないかというお尋
ねであります。自衛隊と米軍の共同訓練はあくま
で憲法の範囲内で行われるものであります。米
軍に対する物品または役務の提供は共同訓練の円
滑化のために行われるものである以上、憲法上の
問題を生じるものではありません。

共同訓練を名目にして米軍の威嚇行動に協力す
ることは憲法違反だという仰せであります。自
衛隊と米軍の共同訓練は、我が国の自衛隊が我が
国の防衛という目的達成に必要な戦術技量を向上
させることを目的とし、あくまで憲法の範囲内
で行われるものであります。したがって、このよう
な憲法の範囲内で行われる訓練の円滑化のため
に行われる米軍に対する物品または役務の提供が憲
法上の問題を生じるとは思ひません。

本協定のもとにおける武器輸出三原則などと憲
法の理念との関係についてであります。この協
定に基づいて提供された物品及び役務の使用
については、本協定上、国連憲章と両立するもの
でなければならぬこととなっており、また、受
領者以外の第三者への移転は提供者側の同意なし
では禁じられております。これらによって、国際
紛争などを助長することを回避するという武器輸
出三原則などのよつて立つ平和国家としての基本
理念は確保されていると考えます。

なお、武器輸出三原則などは憲法が直接規定す
るものでないことは、従来から申し上げてきたと

おりであります。

いずれにせよ、政府としては、武器輸出三原則
などのよつて立つ平和国家としての基本理念を維
持していく所存であります。
残余の質問につきましては、関係大臣から御答
弁を申し上げます。(拍手)

○国務大臣(池田行彦君) 聴議議員御指摘の私の
衆議院における答弁は、例えば御指摘のような緊
急事態があるときにおいても、別途自衛隊と米軍
の間で共同訓練が行われていることがある場合
に、米軍に対しこの協定に基づき物品・役務を提
供することが協定の解釈の問題として排除されて
いるわけではないという趣旨でございます。

他方、このような状況下で共同訓練が実施され
るか否かは、個別具体的な事態に即し判断するこ
とになるものと承知しております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたし
ました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 電波法の一部を
改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題と
いたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長及
川一夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔及川一夫君登壇、拍手〕

○及川一夫君 ただいま議題となりました電波法
の一部を改正する法律案につきまして、通信委員
会における審査の経過と結果を御報告申し上げま
す。

本法律案は、無線局の増加等にかんがみ、電波
利用料の金額を引き下げるとともに、電波利用共
益費用に係る事務の例として、電波のより効率的
な利用に資する技術を用いた無線設備の技術基準

を定めるために行う試験及びその結果の分析の事務を加えるものであります。

委員会におきましては、電波利用料額の算定方法、携帯電話等の使用上の問題点、電波利用増大に伴う周波数逼迫対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長寺崎昭久君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(寺崎昭久君登壇、拍手)

○寺崎昭久君 ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、商業的造船業における正常な競争条件に関する協定いわゆるOECD造船協定の円

滑な実施を確保するため、外国船舶製造事業者による不当廉価建造契約を防止する措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、OECD造船協定の具体的な実施方策、ダンピング調査の情報収集体制、世界の造船業の現状等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 齋藤 十朗君
副議長 松尾 官平君
議員 荒木 清寛君 小川 勝也君 高橋 令則君 小林 元君 田 英夫君 西川 玲子君 平田 健二君 田浦 直君 大森 礼子君 戸田 邦司君

都築 謙君 山崎 力君 市川 一朗君 高野 博師君 長谷川 道郎君 和田 洋子君 菅川 健二君 阿曾田 清君 畑 恵君 渡辺 孝男君

今泉 昭君 加藤 修一君 石田 美栄君 泉 信也君 北澤 俊美君 牛嶋 正君 浜四津敏子君 寺崎 昭久君 勝木 健司君 田村 秀昭君 寺澤 芳男君 林 寛子君 片上 公人君 石井 一二君 水野 誠一君 三浦 一水君 椎名 素夫君 奥村 展三君 松村 龍二君 鈴木 正孝君 常田 享祥君 金田 勝年君 友部 達夫君 海野 義孝君 岩井 國臣君 山崎 順子君 平野 貞夫君 二木 秀夫君 鴻池 祥肇君 猪熊 重二君 長谷川 清君 永田 良雄君 志村 哲良君 吉田 之久君 永野 茂門君 林田 悠紀夫君 野間 起君 平田 耕一君 馳 浩君

水島 裕君 益田 洋介君 武田 節子君 釘宮 繁君 山下 栄一君 統 訓弘君 木庭健太郎君 白浜 一良君 星野 明市君 足立 良平君 広中 順歌子君 及川 順郎君 平井 卓志君 末広真樹子君 大野つや子君 山本 一太君 中尾 則幸君 堂本 晴子君 保坂 三蔵君 山本 保君 景山俊太郎君 釜本 邦茂君 福本 潤一君 海老原義彦君 塩崎 恭久君 横尾 和伸君 直嶋 正行君 陣内 孝雄君 石渡 清元君 風間 昶君 宮崎 秀樹君 鈴木 貞敏君 大久保直彦君 鶴岡 洋君 世耕 政隆君 鈴木 栄治君 松谷蒼一郎君 林 芳正君 長峯 基君

中原 爽君 太田 豊秋君 岡 利定君 吉村剛太郎君 尾辻 秀久君 西田 吉宏君 清水 達雄君 狩野 安君 久世 公亮君 松浦 孝治君 野村 五男君 関根 則之君 吉川 芳男君 下福義耕吉君 中曾根弘文君 森山 眞弓君 井上 裕君 松浦 功君 遠藤 要君 岩崎 純三君 山崎 正昭君 岩永 浩美君 清水 澄子君 谷川 秀善君 亀谷 博昭君 小山 孝雄君 朝日 俊弘君 矢野 哲朗君 橘崎 泰昌君 河本 英典君 今井 澄君 片山虎之助君 須藤良太郎君 大島 慶久君 香掛 哲男君 青木 幹雄君 守住 有信君 山本 正和君 前田 勲男君

橋本 聖子君 上野 公成君 清水 三郎君 河本 安正君 鹿熊 一男君 真島 静雄君 斎藤 文夫君 木宮 和彦君 石川 弘君 野沢 太三君 石井 道子君 岡野 裕君 上杉 光弘君 真鍋 賢二君 山東 昭子君 坂野 重信君 村上 正邦君 井上 吉夫君 大木 浩君 依田 智治君 早下博代子君 中島 眞人君 武見 敬三君 北岡 秀君 鈴木 政二君 前川 忠夫君 服部三男雄君 南野知恵子君 加藤 紀文君 大脇 雅子君 鎌田 要人君 成瀬 重君 大瀬 綱子君 浦田 勝君 小野 清子君 竹山 裕君 梶原 敬義君 井上 孝君

官報 (号外)

通信委員 伊藤 基隆君 水野 誠一君 補欠 久保 巨君 中尾 則幸君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 住宅地震災害保険に関する法律案(石井一君外九名提出)(衆第五号) 住宅地震災害再保険特別会計法案(石井一君外九名提出)(衆第六号) 法人税法等の一部を改正する法律案(河村たかし君外五名提出)(衆第七号) 地方税法の一部を改正する法律案(上田清司君外五名提出)(衆第八号) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の法律案を改正する法律案(閣法第四二二号) 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案 文化財保護法の一部を改正する法律案 商標法等の一部を改正する法律案 同日委員長から次の報告書が提出された。 電波法の一部を改正する法律案(閣法第六八号) 審査報告書 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案(閣法第七七号)審査報告書 同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案 文化財保護法の一部を改正する法律案 商標法等の一部を改正する法律案 同日内閣から、土地基本法第十條の規定に基づく平成七年度土地の動向に関する年次報告及び平成八年度において土地に関して講じようとする基本的な施策についての文書を受領した。	労働委員 中尾 則幸君 補欠 水野 誠一君	労働委員 水野 誠一君 補欠 中尾 則幸君	予算委員 中尾 則幸君 補欠 水野 誠一君	決算委員 水野 誠一君 補欠 中尾 則幸君	議院運営委員 保坂 三蔵君 補欠 武見 敬三君	議院運営委員 伊藤 基隆君 補欠 齋藤 勲君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 海洋法案等に関する特別委員 武見 敬三君 中原 爽君 平田 耕一君 竹村 泰子君 補欠 保坂 三蔵君 岡部 三郎君 釜本 邦茂君 萱野 茂君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 海洋法案等に関する特別委員 石田 美栄君 照屋 寛徳君 本岡 昭次君 補欠 山崎 力君 大淵 絹子君 小島 慶三君	同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 行財政機構及び行政監察に関する調査会委員 角田 義一君 曾野 久光君 補欠 菅野 久光君	同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国民生活・経済に関する調査会委員 魚住裕一郎君 木暮 山人君 林 久美子君 補欠 大森 礼子君 渡辺 孝男君 福本 潤一君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。 商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣案第七号) 商標法条約の締結について承認を求めるの件(閣法第八号) 外務委員会に付託 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五六号) 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣案第六号) 自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第九八号)	区域の変更及び支所の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第二号) 商工委員会に付託 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案(閣法第九九号) 災害対策特別委員会に付託 昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地方行政委員 和田 洋子君 補欠 和田 洋子君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣案第六号) 自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第九八号)	文教委員 上山 和人君 補欠 鈴木 和美君	同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国民生活・経済に関する調査会委員 魚住裕一郎君 木暮 山人君 林 久美子君 補欠 大森 礼子君 渡辺 孝男君 福本 潤一君	厚生委員 都築 讓君 補欠 木暮 山人君	同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国民生活・経済に関する調査会委員 魚住裕一郎君 木暮 山人君 林 久美子君 補欠 大森 礼子君 渡辺 孝男君 福本 潤一君
---	--	--	--	--	--	--	---	---	--	--	---	---	--	---	--	--	---	---	---

審査報告書

電波法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成八年六月四日

通信委員長 及川 一夫

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、無線局の増加の状況等にかんがみ、電波利用料の金額を引き下げるとともに、電波利用料を財源として支出すべき電波利用其益費用に関する規定を整備しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、電波利用料額については、最近の携帯電話等の無線局の増加状況も踏まえ、無線局の区分間の公平な負担、電波利用の実態に配慮し、適正な水準の確保に努めること。

一、電波利用の拡大・多様化に伴い、様々な社会問題も生じてきていることから、国民が安心して電波を利用できるよう環境の整備に努めること。

右決議する。

電波法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成八年六月五日 参議院会議録第二十三号

平成八年五月二十三日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

電波法の一部を改正する法律案

電波法(昭和二十五年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

電波法(昭和二十五年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第百三条の二第二項中「及び管理」の下に、電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を定めるために行う試験及びその結果の分析を加え、同項の表金額の欄中「一万二千円」を「七千二百円」に、「二万九千六百円」を「三万五千八百円」に、「三万円」を「一万六千六百円」に、「三万六千六百円」を「二万五千三百円」に、「二万九千七百円」を「二万五千三百円」に、「二万三百円」を「一万七千八百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に免許を受けた無線局については、改正後の第百三条の二の規定は、施行日以後最初に到来する同条第一項に規定する応当日(以下単に「応当日」という)以後の期間に係る電波利用料について適用し、応当日以前の期間に係る電波利用料については、なお従前の例による。

3 改正後の第百三条の二第二項の表二の項から六の項まで及び九の項に掲げる無線局に係る電波利用料であつて、改正前の同条第五項の規定により前納された応当日以後の期間に係るものについては、当該期間に係る改正後の同条第一項及び第三項の規定による電波利用料の金額を超える部分を還付する。

審査報告書

外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成八年六月四日

運輸委員長 寺崎 昭久

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、「商業的造船業における正常な競争条件に関する協定」の円滑な実施を確保するため、外国船舶製造事業者による不当廉価建造契約を防止する措置等を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成八年度一般会計予算に造船協定対策調査等委託費三千六十万円等が計上されている。

外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成八年五月十四日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案

外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案

外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案

外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案

外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案

外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案

外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案

外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案

業者による不当廉価建造契約を防止する措置等を講ずることにより、船舶製造業における公正な競争の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「船舶製造事業者」とは、船舶製造業を営む者をいう。

2 この法律において「外国船舶製造事業者」とは、我が国以外の協定の締約国(第五項において「締約国」という)において船舶製造業を営む者をいう。

3 この法律において「本邦法人等」とは、本邦の法令に基づいて設立された法人その他の団体又は日本の国籍を有する者をいう。

4 この法律において「外国子会社」とは、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体であつて一の本邦法人等がその株式又は持分の百分の五十を超える株式又は持分を所有しているものその他本邦法人等と特別の関係にあるものとして運輸省令で定めるものをいう。

5 この法律において「廉価建造契約」とは、外国船舶製造事業者が、推進機関を備える総トン数百トン以上の船舶(船舶その他の物件を引くための構造を有する船舶にあつては、出力三百六十五キロワット以上の推進機関を備えるもの)について締結する次に掲げる建造契約であつて、当該建造契約において定められた船舶の価格(次条第八項において「契約価格」という)が、当該船舶が建造される事業場が存する締約国における通常の商取引における価格として運輸省令・通商産業省令で定める方法により算定されるもの(同項において「正常価格」という)を下回るものをいう。

一 本邦法人等又は外国子会社との間で締結する建造契約

二 本邦法人等及び外国子会社以外の者との間で締結する建造契約であつて、当該建造契約の締結時において、本邦法人等又は外国子会社

社が運輸省令で定める期間以上運航の用に供すること又は取得することを目的とする契約を締結している船舶に係るもの
(不当廉価建造契約に係る調査)

第三条 外国船舶製造事業者の締結した建造契約に係る船舶を建造する能力を有する本邦の船舶製造事業者又はその団体は、運輸大臣に対し、当該建造契約が本邦の船舶製造業(当該船舶と同種の船舶に係る船舶製造業に限る。第五條第一項ただし書において同じ。)に損害を与え、又は与えるおそれがある廉価建造契約(以下「不当廉価建造契約」という。)であることについて、十分な証拠を添えて、調査の実施を求めることができる。

2 運輸大臣及び通商産業大臣は、前項の規定による求めがあった場合その他外国船舶製造事業者の締結した建造契約が不当廉価建造契約であることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該建造契約が不当廉価建造契約であるか否かについて調査を行うものとする。

3 運輸大臣及び通商産業大臣は、第一項の規定による求めがあった場合には、当該求めのあった日から起算して四十五日以内に、前項の規定による調査を開始する旨又は開始しない旨の決定をしなければならない。

4 第二項の規定による調査は、当該調査を開始した日から起算して一年以内に終了するものとする。

5 運輸大臣及び通商産業大臣は、第二項の規定による調査を開始した場合において、当該調査に係る建造契約の解除その他の事情の変更に伴い当該調査を続ける必要がなくなったときは、当該調査を取りやめることができる。

6 運輸大臣及び通商産業大臣は、第二項の規定による調査を終了しようとするときは、あらかじめ、当該調査に係る建造契約を締結した外国船舶製造事業者その他の当該調査に関係する者

として運輸省令・通商産業省令で定める者(次項において「調査関係者」という。)に対し、当該調査の予定される結果及びその基礎となる重要な事実を通知し、証言又は証拠の提出の機会を与えなければならない。

7 運輸大臣は、第二項の規定による調査を終了したときは、調査関係者に対し、当該調査の結果を通知するものとする。

8 運輸大臣は、第二項の規定による調査により外国船舶製造事業者の締結した建造契約が不当廉価建造契約であると認める場合には、当該外国船舶製造事業者に対し、当該不当廉価建造契約に係る船舶の正常価格と契約価格との差額に相当する金額の国庫への納付を書面で通告するものとする。

(造船業基盤整備事業協会による調査の実施)

第四條 運輸大臣は、造船業基盤整備事業協会(次項において「協会」という。)に、前条第二項の規定による調査のうち運輸省令で定めるもの(次項において「調査業務」という。)を行わせることができる。

2 前項の規定により調査業務に従事する協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、調査業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(外国船舶製造事業者の指定)

第五條 運輸大臣は、第三條第八項の規定による通告をした日から起算して百八十日を経過した日以後において、当該通告を受けた外国船舶製造事業者を、四年以内の期間を定めて、当該期間内にその者が締結した建造契約に係る船舶(次条において「対象船舶」という。)について次条の規定が適用される者として、告示により指定することができる。ただし、当該外国船舶製造事業者が不当廉価建造契約の本邦の船舶製造業に及ぼす影響を除去するための措置として次に掲げるもののいずれかを講じた場合にあっては、この限りでない。

一 第三條第八項に規定する金額の国庫への納付

二 当該不当廉価建造契約の解除
三 前二号に掲げるもののほか、運輸省令で定める措置

2 第三條第八項の規定による通告を受けた外国船舶製造事業者は、前項第一号に掲げる措置を講じようとする場合には、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣にその旨を申し出なければならない。

3 第一項の規定により定める期間(以下「指定期間」という。)の開始の日は、同項の規定により告示をした日から起算して三十日を経過する日以後とする。

4 運輸大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた外国船舶製造事業者(以下「指定外国船舶製造事業者」という。)に対し、指定をした旨その他運輸省令で定める事項を通知するとともに、運輸省令で定めるところにより、同項の告示の内容を船舶運航事業(海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二條第二項に規定する船舶運航事業をいう。第十二條において同じ。)及び船舶貨運業(同法第十二條第七項に規定する船舶貨運業をいう。第十二條において同じ。)を営む者に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(貨物の積込み又は取卸しの禁止の命令)

第六條 運輸大臣は、対象船舶が引き渡された場合には、当該対象船舶の運航者に対し、引渡しの日から起算して四年以内の期間を定めて、本邦における当該対象船舶への貨物の積込み又は当該対象船舶からの貨物の取卸しの禁止を命ずることができる。

(指定及び命令の取消し)

第七條 運輸大臣は、指定外国船舶製造事業者が第五條第一項ただし書に掲げる措置のいずれかを講じた場合には、当該指定外国船舶製造事業者に係る同項の規定による指定を、告示により

取り消さなければならない。

2 前項の規定により第五條第一項の規定による指定を取り消した場合においては、当該指定に係る前条の規定による命令は、その効力を失う。

3 第五條第四項の規定は、第一項の規定により同条第一項の規定による指定を取り消した場合について準用する。

(小委員会が設置された場合の特例)

第八條 運輸大臣は、第三條第八項の規定による通告をした後に、当該通告を受けた外国船舶製造事業者の締結した不当廉価建造契約に係る同条第二項の規定による調査に関する検討を行うための協定(第八條一に規定する小委員会が、当該外国船舶製造事業者の締結した建造契約が不当廉価建造契約でない旨の決定をした場合には、第五條第一項の規定による指定をすること)ができる。

第九條 運輸大臣は、第五條第一項の規定による指定をした後に、当該指定又は第六條の規定による命令に関する検討を行うための協定(第八條一に規定する小委員会が、指定期間を短縮すべき旨の決定をした場合には、当該指定期間を、告示により短縮するものとする)を、

2 運輸大臣は、第六條の規定による命令をした後に、前項に規定する小委員会が、同条の規定により運輸大臣が定めた期間を短縮すべき旨の決定をした場合には、当該期間を短縮するものとする。

3 第五條第四項の規定は、第一項の規定により指定期間を短縮した場合について準用する。

第十條 運輸大臣は、前条第一項に規定する小委員会が、期間を定めて第六條の規定による命令の効力を停止すべき旨の決定をした場合には、当該期間、当該命令の効力を停止するものとする。

2 運輸大臣は、前条第一項に規定する小委員会が、期間を定めて当該期間内に指定外国船舶製造事業者が締結した建造契約に係る船舶の運航

者に対して第六条の規定による命令をすべきでない旨の決定をした場合には、同条の規定による命令をしないものとする。

(建造契約の届出)

第十一条 本邦の船舶製造事業者は、総トン数が運輸省令で定める総トン数以上の船舶の建造契約を締結したときは、速やかに建造契約の概要その他の運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならぬ。ただし、当該建造契約に係る船舶の建造について、臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第四十九号)第二条の規定による許可の申請をしたときは、この限りでない。

(報告の徴収)

第十二条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、本邦の船舶製造事業者又は船舶運航事業者若しくは船舶賃貸業者を営む者に對し、その業務に関し報告をさせることができる。

(協議)

第十三条 運輸大臣は、第五条第一項の規定による指定をし、又は第六条の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

(権限の委任)

第十四条 この法律に規定する運輸大臣の権限は、運輸省令で定めるところにより、地方運輸局長(海運監理部長を含む)に委任することができる。

(命令への委任)

第十五条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、命令で定める。

(罰則)

第十八条 第四条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七条 第六条の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十八条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(造船業基盤整備事業協会法の一部改正)

第二条 造船業基盤整備事業協会法(昭和五十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「を行う」とともに「を削り」、「助成等の業務」の下に「及び不当廉価建造契約に関する調査等の業務」を加える。

第二十九条第一項中第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、第十二号の次の二号を加える。

十三 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第 号。次号において「不当廉価建造契約防止法」という。)第四条第一項の規定による調査を行うこと。

十四 外国船舶製造事業者(不当廉価建造契約防止法第二条第二項に規定する外国船舶製造事業者をいう。)が締結した建造契約に関する情報その他の外国船舶製造事業者に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

第二十九条第二項中「前項第十四号」を「前項第十六号」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第三条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二 第二項第四十四号の次に次の一号を加える。

第四十四の二 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第 号)の施行に関すること。

第四条第一項中第十六号の四の二を第十六号の四の三とし、第十六号の四の次に次の一号を加える。

十六の四の二 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関し、指定し、又は必要な命令をすること。

ホタテの輸入規制等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成八年五月十四日
参議院議長 斎藤 十朗殿
須藤美也子

ホタテの輸入規制等に関する質問主意書
わが国の漁業は、輸入水産物の急増によって大きな打撃をうけている。政府が主催した昨年十二月の漁業国際会議でも、将来の世界的な水産物不足への危惧が示された。もし輸入により国内生産者魚価が低落し、生産者に営漁の意欲を失わせる今日の事態がつづくならば、国民への水産物供給に重大な支障がでると考えることは決して杞憂ではない。また、漁業の衰退は、漁村集落をさびれさせ、地域経済の疲弊につながるものである。漁業をまもることは、漁業者の問題にとどまらず、国民的課題であることはいうまでもない。

その立場から、水産物輸入によって影響をうけている魚種のひとつ、ホタテの生産と漁民経営をまもるために、輸入規制等について以下の質問を行うものである。

一、ホタテの輸入規制について

(1) ホタテは、漁業関係者の努力によって、全国で四十数万トンの生産をあげ、必要量を十分に満たす水準に到った。しかし、この二、三年の間で中国からの輸入が急増し、過剰傾向を一段とよめている。

すなわち、近海魚目類の中の一魚種として輸入割当(IQ)制限となつてはいるホタテは、金額で九二年まで二〇一三〇万ドル程度であったが、九三年には四倍の一〇二万ドルにはねあがり、ひきつづきふえている。しかし、これはほんの一部であり、ボイル等の加工をしたホタテ調整品は輸入割当の範疇に入らず、自由に輸入されている。この量は、昨年は一万九〇〇トン、金額で四七億円余となつており、一昨年の二倍近いといわれている。この量は原貝換算で、青森県の生産量の七万トン余に匹敵するものである。

こうしたホタテ輸入の急増の実態を政府はどう把握しているか。最近の五年間におけるIQ品とそれ以外の調整品にわけて、それぞれの年における輸入量を明らかにされたい。

(2) 国産ホタテは中国産と比べて品質的には優れているというが、それでも半額以下で流通している中国産は生産者・関係者の大きな脅威になっている。生産されたホタテは、漁協から加工業者に引きとられ、のちに水産会社、食品問屋、商社へと流通するケースが多い。しかし、これらの水産会社・商社は中国からホタテを大量に輸入しており、そのため国内加工業者への注文が減り、加工業者は在庫を相当かかえ、したがって生産者価格は低落せざるをえない。

青森県の主産地・平内町では、成貝単価は数年前はキロ当たり二〇〇円台であったが、一昨年平均一八〇円、昨年同一四六円と低落

し、そして今年の四月の入札では一〇八円に下がっている。昨年同時期が一八〇〜一九〇円であったことを考えると、このままでは今年平均一〇〇円を切るのではないかと悲観的な予想がされている。ホタテ養殖漁家の所得は年々低下傾向にあるが、ほとんどの漁家の昨年の所得は、前年より二〜四割減少したとのことである。そのため「このままなら後継者はでてこない」と不安がひろがっている。国内ホタテ産業への打撃は、今後さらに深刻になる恐れが大きい。

政府は、以上のような中国産ホタテによる国内の生産者及び加工業者への影響をどのように認識し、これにどう対応すべきものと考えているか。

(3) 政府は、輸入が増加していることと、その結果、国内産業に重大な被害が生じているか、生じる恐れがある、その二つが一般セーフガード緊急輸入制限発動の基本要件であると答弁している(三月一日衆議院予算委員会第五分科会など)。セーフガードを発動した場合、いわれるところの他の品目の関税を上上げるなどの補償措置は、同協定では努力規定にすぎず、八〇年代以降、実際に発動した外国でも補償措置をとっていない。また、協定前文で必要性を認める国内産業の調整措置も、四年間の発動期間後、さらに延長する場合の必要要件として定めているものであり、その措置を行っている証明がなければ延長ができないというものである。

青森県議会は三月、国にセーフガード発動をほたらきかけてほしいとの県漁連、むつ湾漁業振興会提出の陳情を採択したところである。輸入急増と重大な影響がでていることをみれば、調査を行い、中国産ホタテ(調整品を含む)へのセーフガードの発動を検討すべきではないか。

(4) 沿岸漁業等振興法では「水産物の輸入によ

つてこれと競争関係にある水産物を生産する沿岸漁業等に重大な損害を与え又は与えるおそれがある場合において必要があるときは、輸入の調整等によつて、経営の安定を図ること(第三条第一項第六号)とある。生又は冷凍のホタテは輸入割当制度になっているが、ボイルなど簡単な加工をほどこした調整品は全く制限なく輸入され、国産ホタテに打撃を与えている。秩序ある輸入で国内産業をまもる輸入割当制度の趣旨からしても、ホタテは調整品も含めた割当制度の対象品目にすべきではないか、見解を問う。

二、ホタテの価格安定の対策について

(1) 国内生産に加え、輸入の増加で過剰傾向、生産者価格低下、水揚げ額を上げるため生産量増加、いっそうの価格低下、という悪循環をたつことが必要である。適正な輸入の規制とともに、消費量や海の生産許容量にみあった、国内生産の調整が不可欠である。生産者団体も一定の努力を行っているが、いくつかの生産県にわたるので国の援助が求められる。今般、浮魚類で政府は漁獲可能量を設定し、資源の保全・管理にのりだそうとしているが、それにとどまらず、こうした定着性の目類に対しても漁場の保全の見地から積極的に調整を行うべきである。政府としてどのような努力、ないし方策をとるつもりか。

(2) (1)をすすめつつ、生産者価格の補償制度が求められる。青森県のホタテ生産者は、成員でキロ当たり最低一五〇〜一六〇円はどうしても必要であると言っている。価格安定のために価格補償制度を検討すべきである。水産庁はプロジェクトチームで魚価対策を検討しているとのことだが、ホタテの価格補償のためにはどのような対策を考えているか。

三、輸入ホタテの原産地表示と安全検査について

(1) 中国産ホタテ目は、わが国のホタテと貝の種類は別もので、品質も大きく異なるが、同

じホタテと称して売られている。であればなおさら、末端店頭での原産地表示を徹底して、消費者がよくわかるようにして選択できるようにすることが大切である。現在、水産物表示ガイドラインが定められ、その普及事業も行われているが、中国産ホタテの原産地表示の実施状況はどのような状況になっているのか。また、その徹底化についてどういう方針をもっているのか。

(2) 国産のホタテは貝毒の検査を徹底し、安全を確認し、安全シールを貼って出荷している。ところが中国産は、この検査が厳格に行われているのか、明確な情報がない。ひとたび輸入品で事故がおきるならば、国産にも大きな影響を及ぼすことは当然である。中国産ホタテの貝毒検査はどのように行われているのか、政府は実情を把握しているのか。右質問する。

平成八年五月三十一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員須藤美也子君提出ホタテの輸入規制等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員須藤美也子君提出ホタテの輸入規制等に関する質問に対する答弁書

一の(1)について

輸入割当の対象となっているはたて貝の輸入量は、平成三年が五十八トン、四年が四十六トン、五年が百九十九トン、六年が二百五十八トン、七年が七百九十四トンである。

輸入割当の対象外であるはたて貝の調製品については、輸入動向を把握するため、平成七年から貿易統計に統計細分を設けたところであり、同年のはたて貝の調製品の輸入量は、一万九百三十六トンとなっている。

一の(2)について

はたて貝については、はたて貝の国内生産量は増加傾向にあること、はたて貝の加工品(冷凍品及び干し貝柱)の生産量がおおむね横ばいで推移していること等から、現時点では、中国産はたて貝の輸入による国内のはたて貝の生産者及び加工業者への大きな影響はないものと考えている。

なお、はたて貝等我が国の主要な養殖水産物について生産性の向上等により競争力の強化を図る事業を平成八年度から実施することとしているほか、はたて貝等の水産物の加工業については、引き続き、低利の資金の融通等により、その振興に努めることとしている。

一の(3)について

セーフガード措置については、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成六年条約第十五号)付属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第十九条の規定及びセーフガードに関する協定に則して、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)等において、輸入の増加により国内産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがあること等が発動の要件となっている。

はたて貝については、調製品を含む輸入量の増加が明確でないこと、国内生産量は増加傾向にあること等から、現時点ではセーフガード措置を発動する状況にはないと考えている。

一の(4)について

はたて貝の調製品は、昭和三十五年「貿易、為替自由化促進関係会議」において決定された「貿易、為替自由化計画大綱」に即し、昭和三十六年に自由化された品目であり、これを再び非自由化品目とすることは困難である。

二の(1)について

需給の動向に即し、かつ、漁場の養殖許容量に見合った適切な国内生産を行うことは、重要なことと考えている。

このため、平成八年度から、はたて貝養殖に
関する全国的な検討会を開催し、需給関係を含
めたはたて貝養殖の在り方に関する検討を行う
とともに、養殖漁場の良好な環境の維持のため
の調査を行うことにより、適切な国内生産の実
現に努めることとしている。

二の(2)について

生産者の経営の安定を図るため、平成八年度
から、養殖業における省力化、低コスト化を実
現する技術開発を行うこととしている。また、
漁業災害補償制度においては、はたて貝の養殖
について、異常の事象又は不慮の事故による生
産金額の減少と養殖施設の損害を共済金の支払
いの対象としている。

三の(1)について

はたて貝の産地表示については、財団法人食
品流通構造改善促進機構が定めた水産物表示ガ
イドラインにおいて、可能な限り行うこととさ
れているところであり、政府としては、今後と
もその普及定着に努めてまいりたい。

三の(2)について

中国における貝毒の検査の実施状況について
は承知していないところであるが、我が国に輸
入される中国産のはたて貝については、その安
全性を確保するため、輸入者に対して必要な貝
毒の検査を実施するよう指導しているところだ
る。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第十一号の発送は都合により後日となるため、第二十三号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目一番四号 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号二部 〇〇〇〇 別